

1. 第3次総合計画における施策の体系

目指す都市像 (政策)	番号	7	名称	快適な生活を育むまち			
施策	番号	10	名称	良好な都市景観の形成			
主担当部	まちづくり部		主担当課	緑地景観課		部長名	栗間和也
関係部			関係課				

2. 施策の基本方針(第3次総合計画の基本方針をもとに記入する)

この施策の目的	市民の快適な生活を育むまちづくりのため、過去から現在に受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全しながら橿原市の魅力ある良好な都市景観を創造し、次世代へ引き継ぐことにより、良好な都市景観の形成を目的とする。
---------	--

3. 施策の現状分析(第3次総合計画の現状と課題をもとに記入する)

この施策の概況	この施策に対する市民ニーズなど、 具体的な事項について	社会環境や国・県の動向など、 施策を取り巻く環境について
	橿原市には、豊かな自然・歴史的環境が織り成す美しい景観があるが、近年の開発等により出来た都市景観については、歴史的な町並みや良好な住宅地景観、田園風景にすぐわなないものも多く、主要な幹線道路の沿道等は雑然とした印象を与えている。特に大規模な建築物や屋外広告物等の工作物は、景観に与える影響が大きく、それらを対象とした景観の規制・誘導が求められている。	奈良県下では、奈良市、生駒市、斑鳩町、明日香村、桜井市及び橿原市が景観行政団体であり、それら以外の市町村については、奈良県自体が景観行政団体である。橿原市では平成19年4月に景観条例を、平成24年1月に屋外広告物条例を施行し、良好な景観の創出に向けた取り組みを進めているところである。
これまでの成果	平成14年5月 橿原市景観形成ガイドプラン策定、平成18年4月景観行政団体、平成19年4月景観条例施行(平成24年1月改正)、平成24年1月屋外広告物条例施行、平成25年4月橿原市風致地区条例施行 景観区域内届出件数 平成25年度91件 平成26年度95件 平成27年度66件 違反広告物除却件数 平成25年度1,031件、平成26年度1,045件 平成27年度413件	

4. 指標及びコストの推移

	名称及び単位等	26年度	27年度		28年度	29年度 (総計目標年度)	備考欄	
		実績	目標	実績	目標	目標		
指標の推移	施策指標① (成果指標)	—	46%	—	48%	50%		
	施策指標② (成果指標)							
	施策指標③ (成果指標)							
	施策指標④ (成果指標)							
	施策指標⑤ (成果指標)							
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳	決算	当初予算	決算	当初予算			
	歳出 (直接事業費)(a)	4,644	6,016	3,173	5,380			
	歳入 (b)	受益者負担額	4,843	2,650	3,381	2,650		
		受益者負担額以外の歳入(補助金等)	705	0	0	403		
	(a) - (b) = 一般財源	(904)	3,366	(208)	2,327			
	正職員	従事者数 (単位:人)	3.70	3.60	3.60	3.20		
		人件費(c)	24,050	20,891	20,891	18,570		
トータルコスト (a) + (c)	28,694	26,907	24,064	23,950				

## 5. 施策の評価

有効性の評価	この施策の成果の達成度かどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	成果向上の可能性かどうか	2	1 十分ある	2 ある程度ある	3 あまりない	4 ない
	説明	景観条例施行により、景観法に基づく大規模建築物や工作物等の届出は増加傾向にある。また屋外広告物については、屋外広告物条例施行により幹線道路沿いにおける違反広告物の割合は年々減少している。これら景観に関する規制・誘導を実施することにより、良好な都市景観の形成に寄与している。				
	市政全般に対する貢献度かどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	説明	景観の規制・誘導等を行うとともに、新たな景観施策を推進することで、魅力ある良好な都市景観を創造し、今日まで受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全することができる。これらは橿原市の豊かな自然、歴史文化等の地域特性を活かす上で欠かすことが出来ないことから、上位政策への貢献度は高いものである。				

## 6. 施策の課題

この施策の課題	景観施策として景観に対する意識向上や景観保全の理解がまだまだ必要である。継続して条例等の周知・啓発を行い、更なる良好な都市景観の形成に向け、市民と関係機関とが協働して取り組んでいかなければならない。
---------	---

## 7. 次年度以降の施策の方向性

総合評価 1次評価	次年度以降の方向性	1	1 強化する	2 維持する	3 縮小する
	説明	橿原市景観形成ガイドプランに基づいた橿原らしい景観を形成していくためには、市民や事業者等へ景観に対する意識を高めていくことが不可欠であるため、景観啓発等の施策を強化していく。			
総合評価 2次評価	次年度以降の方向性		1 強化する	2 維持する	3 縮小する
	説明				

## 8. 構成事業の方向性（それぞれの事務事業における今後の最適手段を検証する）

1次評価	説明	景観形成事業については、関係法令等を基に規制・誘導を行うとともに、積極的な景観啓発を行い、市民の景観意識の更なる向上を図るべく拡大していく。 屋外広告物施策事業については、広告物掲出関係法令等による審査、許可手続きと、違反広告物簡易除却等を定期的に見直しを行ないながら継続していく。
2次評価	説明	

## 9. 施策を構成するそれぞれの事務事業の評価

### ※下記評価の解説

- ・貢献度—事務事業評価の結果をもとに、この施策での貢献度(重要度)を絶対評価で示しています。  
(a: 不可欠かつ施策の中核をなす事業、b: 不可欠な事業、c: 不可欠ではないが実施が望ましい事業、d: あまり有効ではない事業)
- ・方向性—事務事業評価の結果をもとに、この施策からみた各事務事業の今後の方向性を絶対評価で示しています。  
(拡大する、見直しながらかつ続ける、縮小する、廃止又は休止する、完了する)
- ・優先度(ソフト事業(任意)のみ)—施策内での事務事業の優先度を相対評価で示しています。  
(優先度が高い順に A、B、C、D)

この施策に関連する事務事業評価の内容(評価内容の転記)				施策評価		
NO.	課名、事務事業名 及び事業種別	事業の内容	事業の方向性及び H27決算額	貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
1	緑地景観課(計画景観課)	屋外広告物法、檀原市屋外広告物条例、同施行規則により屋外広告物を掲出する際、必要な許可手続きについて事前協議及び書類審査等を行う。また、行政、委託業者、市民ボランティアの協力により、違反広告物の除却作業を実施し、良好な市街地景観や風致を維持する。	2 現状のまま継続	a	見直しながらかつ続ける	C
	屋外広告物施策事業 (ソフト(任意))		1,883 (千円)			
2	緑地景観課(計画景観課)	景観法等の法令に従い、許可等の必要な行為に対し基準に従って指導すると共に、啓発を行い理解してもらうことにより景観形成を図るものである。	1 拡大する	b	拡大する	B
	景観形成事業 (ソフト(任意))		1,290 (千円)			

事務事業評価表(平成27年度実施事業対象)

(作成日:平成28年 6月 3日)

事業の種類を選択してください。⇒ ( ソフト(任意) ) 事業

P L A N 計 画	事務事業名	屋外広告物施策事業								
	担当部名	まちづくり部	担当課名	緑地景観課(計画景観課)	課長名	辰巳 豪				
	総合計画の 位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち						
		施策	10	良好な都市景観の形成						
	予算事業名	報酬給与費・都市計画総務費管理費								
	事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
	対象	市民や市内事業者及び屋外広告物の掲出者			事業の 内容説明	屋外広告物法、檀原市屋外広告物条例、同施行規則により屋外広告物を掲出する際、必要な許可手続きについて事前協議及び書類審査等を行う。また、行政、委託業者、市民ボランティアの協力により、違反広告物の除却作業を実施し、良好な市街地景観や風致を維持する。				
	事業の 目的	良好な市街地景観や風致の維持と創出を図り、公衆に対する危害を防止するため、関係法令に基づき事前協議、審査、調査を行い、違反広告物の撲滅と屋外広告物の適正な掲出を目的とする。								
	市の関与の 必要性を 評価してく ださい	なぜ市が 関与して いるのか	1	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業 2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)						
			説明	屋外広告物法、檀原市屋外広告物条例、同施行規則、檀原市違反広告物処理要綱を保有し、これらを運用し屋外広告物の規制誘導を行うことが本市の責務であることから、市が関与することは必然である。						
やめた 場合の 影響は		1	1 非常に大きい	2 やや大きい	3 克服できる範囲内	4 ほとんど無い				
		説明	違反広告物が無秩序に掲出され、景観が損なわれるうえ、安全上の問題も出てくる。							
D O 実 施	指標の 推移	名称及び単位等			26年度	27年度		28年度	29年度 (総計目標)	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合(%)			—	46	—	48	50	
	活動指標①	簡易除却した違反広告物(件)			1,045	1,000	413	1,000	1,000	
	活動指標②	屋外広告物許可件数(件)			372	250	239	250	350	
	コストの 推移  (単位: 千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算		
		歳出(直接事業費)(a)			2,584	4,908	1,883	2,927		
		歳入 (b)	受益者負担額			4,843	2,650	3,381	2,650	
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)							
		(a) - (b) = 一般財源			-2,259	2,258	-1,498	277		
正職員		従事者数(単位:人)			1.95	1.80	1.80	1.60		
		人件費(c)			12,675	10,445	10,445	9,285		
トータルコスト(a)+(c)			15,259	15,353	12,328	12,212				
単位当 りコスト	計算式等 ( )/( )									
備考 (これまでの 実績等)										

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	2	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要			
		説明	無秩序な掲出を防止するため、指導や違反広告物の簡易除却を定期的実施することで一定の効果が得られている。							
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	屋外広告物の適正化及び違反広告物をなくす取組みは、屋外広告物行政に対する不公平感の解消につながるだけでなく、良好な都市景観の形成にも大きく影響するものである。							
評価	効率性評価		1	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低い、改善が見込めない			
	内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください		説明	事前協議、審査、調査は少数の職員で対応。また行政、市民ボランティア、業者委託等の協力により違反広告物の対応をしているが、それらを撲滅するには除却作業を増やし根気よく取り組むことが必要なので、これ以上の経費削減の余地は少ないと考えられる。						
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		市民ボランティアや委託業者の協力を得ながら、違反広告物の適正化に向けた取組みを実行し、市民に対しては屋外広告物について分かりやすいパンフレットを用いた広報活動を行うことにより、屋外広告物に対する市民意識の向上と良好な市街地景観の形成や創出が期待できる。							
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください		2	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する	課内優先度		B
説明		屋外広告物の適正な審査等を行い、違反事業者には是正を求める指導や関係機関の協力により、除却作業を継続することが必要となり、現在の費用を削減することは難しい。								

事務事業評価表(平成27年度実施事業対象)

(作成日:平成28年 6月 3日)

事業の種類を選択してください。⇒ ( ソフト(任意) ) 事業

P L A N 計 画	事務事業名	景観形成事業								
	担当部名	まちづくり部		担当課名	緑地景観課(計画景観課)	課長名	辰巳 豪			
	総合計画の 位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち						
		施策	10	良好な都市景観の形成						
	予算事業名	報酬給与費・都市計画総務管理費								
	事業の開始年度	平成	13	年度	事業の終了予定年度	平成		年度		
	対象	市民及び事業者			事業の 内容説明	景観法等の法令に従い、許可等の必要な行為に対し基準に従って指導すると共に、啓発を行い理解してもらうことにより景観形成を図るものである。				
	事業の 目的	景観法及び景観条例並びに風致地区、古都保存法などの法令を活用し、市内の景観の保全・形成を図ると共に、景観に関する啓発を行い良好な景観形成の重要さの理解を市民及び事業者にも深めてもらうことを目的とする。								
	市の関与の 必要性を 評価してく ださい	なぜ市が 関与して いるのか	1	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業 2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)						
			説明	景観条例及び風致地区条例を保有し、これを運用することは景観行政団体である本市の責務であり、景観形成の先導的な役割を果たす義務があることから、市が関与することは必然である。						
やめた 場合の 影響は		1	1 非常に大きい	2 やや大きい	3 克服できる範囲内	4 ほとんど無い				
		説明	市内のいたる所において、雑多な街並み等が形成される恐れがあり、市内の景観形成に大きな影響がある。							
D O 実 施	指標の 推移	名称及び単位等			26年度	27年度		28年度	29年度 (総計目標)	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合(%)			—	46	—	48	50	
	活動指標①									
	活動指標②									
	コストの 推移  (単位: 千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算		
		歳出(直接事業費)(a)			2,060	1,108	1,290	2,453		
		歳入 (b)	受益者負担額							
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)			705			403	
		(a) - (b) = 一般財源			1,355	1,108	1,290	2,050		
正職員		従事者数(単位:人)			1.75	1.80	1.80	1.60		
		人件費(c)			11,375	10,445	10,445	9,285		
トータルコスト(a)+(c)			13,435	11,553	11,735	11,738				
単位当 りコスト	計算式等 ( )/( )									
備考 (これまでの 実績等)										

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	2	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要			
		説明	一定規模以上の行為に対し届出等の義務を課すことにより景観形成の誘導に成果があると考えられる。							
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	過去のアンケートにおいて市民ニーズの最も高かった施策であり、本市の良好な景観を形成する上において、当該業務を中長期的に渡り、継続して取り組むことにより上位計画への貢献度は非常に高いものと考えられる。							
評価	効率性評価		1	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低いが、改善が見込めない			
	内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください		説明	既にパンフレットの作成や研修会への参加、景観啓発などは効果的に行っており、これ以上のコスト低減の余地は無い。						
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		市民・事業者へ積極的に広報・PR等を行うことで、景観意識の向上を図る。また、計画的に景観施策を展開することにより、歴史的な街並み景観・集落景観等の保全と良好な都市景観の創造に寄与するものと考えられる。							
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください		1	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する	課内優先度	A	
説明		景観向上のため、行政としての責務を果たす一方、景観まちづくり市民団体認定などを行い、市民・事業者と協働で景観形成への取組の必要があると考える。その際には、活動助成金等の費用が新たに必要になる可能性がある。								